

福岡地方最低賃金審議会委員の候補者の推薦に関する公示  
福岡労働局一般公示第4号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第23条第1項及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）第3条第1項の規定に基づき、福岡地方最低賃金審議会委員を任命したいので、関係使用者団体は、下記「福岡地方最低賃金審議会委員候補者推薦要領」により、使用者を代表する委員の候補者を推薦されたい。

令和3年5月6日

福岡労働局長 藤枝 茂

記

福岡地方最低賃金審議会委員候補者推薦要領

1 推薦者資格

- (1) 使用者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、労働問題若しくは中小企業の経営問題を取り扱うことが主な目的であるか又は業務の主要な部分である使用者団体であって、福岡労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2 候補者資格

候補者は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条の各号のいずれにも該当しないものであること。

3 推薦手続

(1) 推薦方法

推薦に当たっては別紙様式の推薦書により、推薦すること。

(2) 推薦締切期日

令和3年5月27日

(3) 推薦書の提出先

福岡労働局労働基準部監督課賃金室

（福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎新館内）

令和 年 月 日

福岡労働局長 殿

推薦者（代表）

住 所

氏 名

㊟

（団体の場合は所在地、名称、代表者職氏名）

福岡地方最低賃金審議会使用者代表委員の候補者として下記の者を内諾書添付のうえ推薦します。

記

氏 名	年齢	現職（現在の職業、所属団体、地位をすべて記入すること）	略 歴



別添

内 諾 書

福岡労働局長  
藤 枝 茂 殿

令和 年 月 日

氏 名 ⑩

私は、福岡地方最低賃金審議会委員に任命されましたときは、就任することを内諾します。